

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 子ども家庭部子育て支援課子育て支援推進担当

問合せ先 03 - 5803 - 1256

3年度調査

1 補助金の名称等

補助金の名称	訪問型病児・病後児保育利用料助成金								
根拠規定等	文京区訪問型病児・病後児保育利用料助成金交付要綱								
創設年月	平成	27	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	6年	終了予定年月	
直近の見直し年月	令和	3	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	0年		
見直しの内容	地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴い規定の一部を改正								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	05 民生費	04 児童福祉費	05 児童福祉事業費	07 病児・病後児保育事業	01 病児・病後児保育事業	18			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	保護者の経済的な負担の軽減を図り、もって保護者の子育て及び就労の両立を支援するとともに、児童の健全育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。					
補助事業等の内容	病中又は病気回復期の生後4ヶ月から小学校3年生までの児童を対象としたベビーシッター派遣による病児・病後児保育サービスについて、保育利用料を助成する。					
補助対象経費の内容	病児・病後児保育サービスの保育利用料					
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他					
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕					
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 { 補助率 $\frac{①}{②}$ (上限あり) } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }					
	<input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input type="checkbox"/> その他					
	〔その他の場合は具体的に記入〕 ①病児・病後児保育サービスの保育利用料の1/2の額(上限4万円/年) ②生活保護受給世帯又は前年度住民税非課税世帯は10/10の額(上限4万円/年) 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕					
公募の状況	公募にはなじまない事業であり、区ホームページ、区報、チラシ等により周知する。					
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 { }					
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独 <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	負担割合	区 -	国 -	都 -	補助対象者 -
		上乗せの内容・理由				

3 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(決算)	元年度(決算)	2年度(決算)	3年度(予算)
交付(見込み)件数	174	235	131	240
決算(予算)額	3,595	4,900	2,194	4,901
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	3,595	4,900	2,194	4,901
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	保護者の経済的な負担の軽減を図り、保護者の子育て及び就労の両立を支援することができる。
課題	申請できる期間が「利用日の属する翌年度末まで」と長く、また、交付申請に際して領収書等の必要書類が多いため、申請書類一式が揃うまで時間を要する。
今後の方向性	ベビーシッター等による居宅訪問型の保育サービスについては、令和3年度のベビーシッター利用料助成制度の開始を踏まえ、今後、子育て訪問支援券事業等の類似事業との一体的な実施に向けて検討を行い、その中で当該補助金の申請期間や申請書類について精査するなど、可能なところから申請手続に関する見直しを図る。